



「ねんきん定期便」の節目年齢が変わります

毎年、国民一人ひとりに、年金加入記録を確認するとともに、年金制度に対する理解を深めることを目的として「ねんきん定期便」が送付されています。

「ねんきん定期便」は、通常はハガキで送付されてきます。しかし、35歳、45歳及び58歳の年齢は、年金の受給に必要となる加入期間を確保するための節目となる年齢であったり、年金の請求を間近に控えている年齢であるために、節目年齢と位置づけられ、これらの年齢の人には封書で「ねんきん定期便」が送付されています。年金記録の整備に要する期間が短縮してきたこと等から、平成25年度以降は、この節目年齢のうち58歳が59歳に変更されます。

「ねんきん定期便」の概要

35歳、45歳及び58歳の節目年齢の人には、封書による「ねんきん定期便」が送付され、次のような内容が記載されています。

封書の「ねんきん定期便」には、年金加入記録の確認方法を詳しく記載したパンフレットや、年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合に提出するための「年金加入記録回答票」が同封されています。

○35歳・45歳の人

- ・これまでの年金加入期間
- ・これまでの加入実績に応じた年金額
- ・これまでの保険料納付額
- ・これまでの加入履歴
- ・厚生年金の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況

○58歳の人

- ・これまでの年金加入期間
- ・老齢年金の見込額
- ・これまでの保険料納付額
- ・これまでの加入履歴
- ・厚生年金の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況

付状況



一方、節目年齢以外の人には、ハガキの「ねんきん定期便」が送付され、次のような内容が記載されています。

○50歳未満の人

- ・これまでの年金加入期間
- ・これまでの加入実績に応じた年金額
- ・これまでの保険料納付額
- ・最新の月別状況

○50歳以上の人

- ・これまでの年金加入期間
- ・老齢年金の見込額
- ・これまでの保険料納付額
- ・最新の月別状況

※すでに年金を受給している人には老齢年金の見込額は知らされていません。

平成25年度中に58歳または59歳になる人

○昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれの人

平成25年度中に59歳になる昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた人は、平成

24年度中の誕生日である58歳時に封書の「ねんきん定期便」が送付されているため、平成25年度中の誕生日には、封書ではなくハガキの「ねんきん定期便」が送付されます。

○昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの人

平成26年度中に59歳になる昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた人は、平成26年度中の誕生日に封書の「ねんきん定期便」が送付されます。

口座振替で前納しよう!

国民年金の保険料を口座振替で1年前納または6か月前納にする

と割引があり大変お得です。2月末日までにお申込みしていただければ、来年度及び前期6か月の口座振替に間に合います。詳しくは役場窓口までお問い合わせください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
 (電話) 34・2121内線413)
 日本年金機構 旭川年金事務所
 (電話) 0166・72・5002)